

「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果

(対象：正会員・準会員 187 行)

1. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

(単位：件、百万円)

時 期	件 数	金 額
平成 17 年 10 月～12 月	1,234	897
平成 18 年 1 月～3 月	1,321	776
平成 18 年度	4,468	2,313
平成 18 年 4 月～6 月	1,272	694
平成 18 年 7 月～9 月	1,210	665
平成 18 年 10 月～12 月	1,127	517
平成 19 年 1 月～3 月	859	437
平成 19 年度	2,991	1,399
平成 19 年 4 月～6 月	811	396
平成 19 年 7 月～9 月	809	360
平成 19 年 10 月～12 月	722	322
平成 20 年 1 月～3 月	649	321
平成 20 年度	2,484	1,124
平成 20 年 4 月～6 月	592	240
平成 20 年 7 月～9 月	613	270
平成 20 年 10 月～12 月	673	314
平成 21 年 1 月～3 月	606	300

2. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について

時 期	対応方針決定済件数	うち補償件数	補償率
平成 20 年 1 月～3 月	638	493	77.3%
平成 20 年 4 月～6 月	574	430	74.9%
平成 20 年 7 月～9 月	572	447	78.1%
平成 20 年 10 月～12 月	553	430	77.8%
平成 21 年 1 月～3 月	236	160	67.8%

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま（預金者）からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に盗難キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生している、もしくは盗難カードによるローンの借入れである件数・金額を計上(配偶者や親族による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

以 上